

# 平成18年のテーマは 「知恵と勇気で 消費者被害を防ごう」です。

市民生活課生活安全係 ☎0824-73-1154

身に覚えのない不審な請求、屋根・床下などの点検商法、強引な訪問販売など、私たちは様々な消費生活トラブルに囲まれ、くらしの中に不安が広がっています。

消費者が安全で安心して生活を送るためには、消費者が自分で考え行動することが大切です。

昭和43年5月30日に、消費者の利益の擁護を図り、国民の生活の安定と向上を目的として「消費者保護基本法」(後の「消費者基本法」)が制定されましたが、その法制定20周年を記念して、昭和63年に、経済企画庁(現在の内閣府)が5月を「消費者月間」と定めています。

この機会に、私たちの周りにある消費者被害について学習しましょう。

今回は、だまされたいために、悪徳商法でよくある手口を紹介します。



## SF(催眠)商法

■主な商品やサービス  
ふとん、磁気マットレス、健康食品など

### よくある手口

景品やプレゼント、安売りなどの名目で会場に連れ込む  
無料で日用品を配るなどして、会場の雰囲気盛り上げる

興奮状態にした後、最後に高額な商品売りつける  
※一旦会場に入った後、商品を買うまで帰してくれないことなどがあり、断りきれない場合がほとんどです。

※また、SF商法に似た手口で、健康に関する講習をすることで人を集め、高額商品を買わせるものもあります。

## 点検商法

■主な商品やサービス  
床下換気扇、除湿剤などの防湿サービス、排水管掃除、屋根

## 工事、耐震工事など

よくある手口  
「無料点検に来ました」「近くで工事しているものですが」などと言って訪問する

点検をして、「すぐに工事をしないと家が傾きますよ」「このまま放っておくと家がダメになりますよ」などと不安をあおる

「お宅は人目につきやすいので、モデル工事として安くします」「格安キャンペーンは今日まで」と言って契約を急がす  
必要のない商品の取り付け工事をし、高額な金額を請求する

※工事の必要がない場合がほとんどです。その場で契約せず家族と相談したり、別業者と比較検討したりするなど、ひとまず時間をおきましょう。

## その他の手口

■薬効をうたった販売  
「病気が治る」など本来うた

つてはいけない薬事的効果をセールストークにして売りつける。(健康食品、ふとんやネットワークスなどの健康関連商品を、承認されていない効果・効能をうたって販売している例が多い)

## 送りつけ商法(ネガティブ・オプション)

注文していない商品を一方的に送りつけ、消費者が「受け取ったから支払わなければならない」と勘違いして支払うことを狙った商法。

## だまされたいための5つの心得

- ①「今だけ」、「今日だけ」、「あなただけ」そんなうまい話はありません。
- ②見知らぬ人の親しげな接近や訪問に要注意！身なりや態度に惑わされない。
- ③ご近所や家族の話、自分の預貯金などのプライバシーは明かさなない。
- ④必要なければ、「いりません」ときっぱりと断る。
- ⑤1人で決めない！家族や身近な人、消費生活センターに相談する。